

県南広域振興局長告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年9月10日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠野住田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----------------------------|------|----------------|-----------|
| 遠野市遠野町27地割36番10地先から38番4地先まで | 新 | m 30.1~22.2 | m 52.0 |
| | 旧 | 39.8~32.4 | 52.0 |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
 - (2) 期間 平成25年9月10日から同年10月10日まで